

写

熊賃審発第18号  
令和5年10月16日

熊本労働局長  
新田 峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用  
機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年8月14日付け熊労発基0814第1号をもって貴職から  
諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり  
結論に達したので答申する。

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域  
熊本県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，船用機関製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業又は船舶製造・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 965円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和5年12月15日